

インフラDXはじめの一歩補助金Q & A

No	質問	回答
1	3次元測量機器と連携させるアプリケーションも補助対象ですか？	3次元測量機器を使用するために必要となるアプリケーションであれば対象となります。
2	PC、モバイル端末は補助の対象になりますか？	3次元ソフトを使用するのに必要となる高スペックPC等は、ソフトと併せて導入する場合は補助の対象となります（1事業者合計2台まで）。ただし、PC等を単体で導入する場合や汎用ツールを使用するためのPC等は補助の対象外です。
3	PCのマウス、モニター、キーボード、外付けHDD、SSDは対象ですか？	マウス、モニター、キーボード、外付けHDD、SSD等の機器については、補助の対象外です。
4	従来建機へのICT後付け機器は、どこまでが補助対象経費になりますか？	機器の購入費（本体費用）、取付費、初期設定費は対象ですが、保守費用は対象外です。
5	従来建機と従来建機へのICT後付け機器をセットで購入しようと思うのですが、この場合どちらも補助対象になりますか？	従来建機本体は補助の対象外であり、ICT後付け機器のみ補助の対象となります。
6	中古品の購入は対象になりますか？	中古品も補助の対象になり得ますが、交付申請時には当該建機、機器定価及び中古品購入予定価格が分かる資料を提出してください。
7	機器のリース契約中だが、途中で買い取りすれば補助対象になりますか？	リース品の買い取りは対象外です。
8	他の補助金への申請もしていたため、県補助金への申請額は他の補助金申請額を控除して算定していましたが、他の補助金が不交付となってしまいました。県への申請額を修正したいのですが、どうすれば良いですか？	県補助金の交付決定前であれば、交付申請書修正届（様式第4号）に修正した事業計画書を添えて提出してください。交付決定後に他補助金が不交付となった場合には、県補助金の交付決定額の変更は行いません。
9	他の補助金と併用できますか？	当該補助金では、他の補助金との併用を認めています。ただし、活用される他の補助金の要綱・要領上、併用不可としている場合は併用できませんのでご注意ください。把握している限りでは「中小企業省力化補助金」「IT補助金」「ものづくり補助金」との併用は可能ですが、要綱等が変更になっている場合もありますので、常に最新の要綱等をご確認ください。
10	見積書は複数社の比較が必要ですか？	実際に購入を検討している販売店からの見積書のみで大丈夫です。
11	見積書、仕様書等の作成に要する費用は補助対象となりますか？	対象外です。
12	納品が1/31に間に合わない場合、補助対象外になりますか？	遅くとも1/31までに実績報告をしていただく必要があるため、間に合わない場合は交付の取り消しとなる可能性がありますので、ご注意ください。

13	研修会への参加に関して、会場への交通費や現地での宿泊費も補助対象になりますか？	旅費は対象外です。研修会の参加料として主催者から示されているもののみ対象となります。
14	既に導入しているソフトウェアのライセンスを追加したいが、その場合も補助対象となりますか？	新たに追加するライセンス費用については補助対象ですが、既に所持しているソフトウェアやライセンス等の更新料は補助対象外です。
15	機器等を割賦あるいは手形で購入しても良いですか？	実績報告の提出期限までに支払いが完了している必要があるため、割賦購入や手形による購入の場合は、補助対象外とします。 小切手による場合も同様です。
16	早く交付申請すれば、交付決定も早くなりますか？	募集期間内に提出のあった交付申請書を一齐に審査して交付決定しますので、早く交付申請書を提出されても、交付決定の時期には影響しません。 ただし、審査上、受付日は判断基準となっています。
17	申請が早いほど有利ですか？	予算を超える申請があり、審査基準に照らして優先順位が付けられない場合に限り申請日時が考慮されます。
18	技術者数にはどのような人数を計上すればよいですか？	技術者数の計上について、自社の職員のうち、ICT機器等を直接操作する者の人数を想定しています。
19	サブスクリプション型のソフトウェアを月額払いで契約する場合、何月分までが対象になりますか？	ソフトウェアの契約月から令和9年1月分までが補助対象となります。 月額払いで、契約時に契約期間分の支払が完了する場合は、最大1年分が補助対象となります。
20	交付申請した事業について交付決定前ですが、追加公募があったので同じ内容で追加公募のほうにも申請して良いですか？	申請自体はできますが、先に交付申請した事業が交付決定された場合は、追加公募への申請は取り消しとなります。
21	交付決定の時期はいつ頃ですか？	公募締め切りから概ね1ヶ月後を予定しています。
22	1回の申請期間内に複数の交付申請をしても良いですか？	1回の申請期間内で交付申請できるのは、1事業者1回までとなります。
23	一度交付決定を受けていますが、追加公募があった場合、別の機器を導入する事業について交付申請をすることはできますか？	交付決定を受けた補助事業とは別の事業であれば、交付申請可能です。ただし、1事業者500万円が上限額のため、既に300万円の交付決定を受けている場合、追加公募では200万円が交付の上限額となります。
24	様式第2号（事業計画書）の設計データ作成ソフト、施工データ作成ソフトとはなんですか？	設計データ作成ソフトは3次元モデルの作成ソフト（CIM作成ソフト）、 施工データ作成ソフトは3次元設計データの作成ソフトのことを指します。
25	本社が県外で、支店が栃木県内にある場合は対象になりますか？	対象外です。本社が栃木県内にあることが必須要件です。

26	入札参加資格は工事だけでなく、測量・コンサルの資格でも良いですか？	はい。栃木県建設工事等入札参加資格を有していれば対象です。
27	入札参加資格の有効期限が申請時点で切れていた場合はどうなりますか？	申請時点で資格が有効である必要があります。
28	民事再生手続中でも申請できますか？	できません。再生・更生・破産の申立てが行われている場合は対象外です。
29	個人事業主でも申請できますか？	可能です。要件を満たす建設関連事業者であれば対象です。
30	新設法人でも申請できますか？	入札参加資格を取得していれば可能です。
31	県外企業のグループ会社でも、本社が栃木県内なら対象ですか？	はい。本社所在地が栃木県内であれば対象です。
32	建設業許可がなくても申請できますか？	測量会社・コンサル会社など建設関連事業者であれば可能です。
33	県の入札参加資格を申請中の場合は対象になりますか？	申請時点で資格を有していない場合は、対象外です。
34	反社会的勢力との関係が疑われる場合はどうなりますか？	要件に抵触するため対象外となります。
35	県外に本社があるが、将来的に移転予定の場合は申請できますか？	申請時点で県内本社である必要があります。
36	会社分割後の新会社は対象になりますか？	要件を満たしていれば対象です。
37	申請者が複数の事業所を持つ場合、どの事業所の情報を使いますか？	本社所在地が基準となります。
38	申請者の代表者が変更予定の場合、申請に影響しますか？	変更後の情報を速やかに届け出れば問題ありません。

39	申請者が複数の法人を持っている場合、複数申請できますか？	法人ごとに申請可能ですが、要件を満たす必要があります。
40	申請者が合併した場合、合併前後どちらの実績が使われますか？	合併前の実績も加味して、審査します。
41	ICT建設機械の後付け機器は対象になりますか？	はい。後付け機器も対象です。
42	クラウド型ソフトの初期設定費用は対象ですか？	初期設定費用は対象です。
43	消費税は補助対象経費に含まれますか？	含まれません。
44	研修会のオンライン受講料は対象ですか？	対象となります。
45	3次元点群処理ソフトの追加オプション費用は対象ですか？	補助対象事業に直接必要な機能であれば対象です。
46	機器の保守契約費用は対象ですか？	原則対象外です。
47	導入に伴う教育費用は対象ですか？	研修会参加料であれば対象です。
48	機器の輸送費は対象ですか？	原則対象外です。
49	既に購入した機器は対象になりますか？	原則、交付決定後の機器発注が対象です。
50	事前着手承認を受ければ、交付決定前の購入も対象ですか？	対象です。 ただし、申請した後に事前着手承認を受けた場合に限り対象となります。
51	ドローンの保険料は対象ですか？	対象外です。

52	研修会の資料代は対象ですか？	参加料に含まれる場合は対象です。
53	申請は紙提出でも可能ですか？	できません。電子申請システムのみです。
54	カタログはPDFで良いですか？	はい。仕様が分かれば問題ありません。
55	見積書はPDFで良いですか？	はい。
56	見積書に有効期限が必要ですか？	必須です。
57	他の補助金に申請中の場合、どの書類を提出しますか？	交付申請書類の写しを提出します。
58	申請内容の変更は可能ですか？	交付決定前は交付申請書修正届が必要です。 また、交付決定後は変更承認申請書が必要です。
59	申請後に機器の型番を変更できますか？	変更承認が必要です。
60	申請後に金額が変わった場合はどうなりますか？	交付決定前であれば交付申請書修正届が、交付決定後であれば変更承認申請書が必要です。
61	申請書の差し替えは可能ですか？	差し替えはできません。申請内容に変更が生じた場合には、交付決定前であれば交付申請書修正届が、交付決定後であれば変更承認申請書が必要です。
62	申請書の誤字脱字は修正できますか？	軽微な場合は事務局に相談してください。
63	申請後に担当者が変更になった場合はどうしますか？	速やかに連絡してください。
64	申請書の提出期限に間に合わない場合はどうなりますか？	期限後の申請は受理されません。

65	申請後に辞退できますか？	速やかに連絡して下さい。
66	補助金の交付決定後に辞退できますか？	辞退できますが、中止・廃止承認申請が必要です。
67	ヒアリングは必ずありますか？	必要に応じて実施されます。
68	申請書類の不備があった場合はどうなりますか？	栃木県より修正依頼が来る場合があります。
69	申請書の様式はどこで入手できますか？	県のホームページで公開されます。
70	申請内容は公表されますか？	補助事業者名等が公表されます。
71	交付決定前に購入した場合は対象外ですか？	原則対象外ですが、申請した後に事前着手承認を受けた場合に限り対象となります。
72	実績報告の期限はいつですか？	納品完了後30日以内、または1月31日の早い方です。
73	実績報告に必要な書類は何ですか？	契約書、納品書、請求書、領収書、写真帳などです。
74	写真帳はどの程度必要ですか？	型番・製造番号が確認できる写真が必要です。
75	財産管理台帳はどのように作成しますか？	様式第11号に記入します。
76	実績報告後に追加書類を求められることはありますか？	必要に応じて求められます。
77	現地調査は必ずありますか？	必要に応じて実施されます。

78	実績報告後に不備があった場合はどうなりますか？	事前に判明した場合には、速やかに連絡をお願いします。 また、県が審査する上で判明した場合には、県から修正を依頼します。
79	補助金の確定額はどのように決まりますか？	実績報告の審査により決定されます。
80	補助金の請求はどう行いますか？	確定通知後、請求書を提出します。
81	請求書の提出期限はありますか？	確定通知の翌日から14日以内です。
82	補助金はいつ振り込まれますか？	請求後、概ね2週間程度で支払われます。
83	実績報告前に機器を売却できますか？	できません。
84	実績報告後に機器を処分できますか？	耐用年数経過前は承認が必要です。
85	機器の故障で交換した場合はどうなりますか？	速やかに県へ報告してください。
86	実績報告後に補助金額が減額されることはありますか？	審査結果によりあり得ます。
87	補助金の返還が必要になるのはどんな場合ですか？	不正受給や条件違反などです。
88	加算金とは何ですか？	返還命令後、納付までの日数に応じて発生する利息です。
89	帳簿の保存期間はどれくらいですか？	事業終了翌年度から5年間です。
90	補助金を受けた機器の活用状況は毎年報告が必要ですか？	提出頻度は定めませんが、県が必要と認めた際に報告を求めます。

91	活用状況の報告はどのように行いますか？	県が別途指定する方法で提出します。（写真数枚及び写真補足コメント程度を想定）
92	活用状況の報告を怠るとどうなりますか？	指導や改善要求が行われる場合があります。
93	普及啓発活動の協力は必須ですか？	「可能な範囲」での協力が求められます。
94	補助金の採択率はどれくらいですか？	予算と申請数により変動します。
95	審査基準で「実績が少ない者」が優先されるのはなぜですか？	ICT活用工事や3次元点群測量、CIMに関する導入の裾野を広げるためです。
96	1人当たりの保有台数はどのように計算しますか？	保有機器数 ÷ 技術者数 などで判断されます。
97	補助金の対象期間に研修を受けられない場合はどうなりますか？	対象外となります。
98	研修会の証明書は必要ですか？	参加を証明できる資料（申込書や受講証）が必要です。
99	研修会は県外のものでも良いですか？	ICT工事等に関するものであれば可能です。
100	補助金で購入した機器を他社に貸し出せますか？	原則不可。貸し出す場合は別途栃木県に相談下さい。
101	CIMとBIM/CIMの違いは審査に影響しますか？	今回の補助対象はCIMを対象としており、BIMのための機器導入は対象外として扱います。
102	補助金の交付決定後に機器の納期予定日が遅れた場合はどうしますか？	速やかに県へ報告し、指示を受けて下さい。
103	補助対象期間内に機器の納品が間に合わない場合はどうなりますか？	速やかに県へ報告し、事情を説明したうえで指示を受ける必要があります。状況によっては期間延長が認められない場合もあるため、早めの相談が重要です。

104	補助金で購入した機器を別の部署で使用しても問題ありませんか？	補助金の目的に沿って活用されるのであれば問題ありません。ただし、用途が大きく変わる場合や、補助目的から逸脱する可能性がある場合は、事前に県へ相談することが望まれます。
105	補助金で導入した機器を使った成果を県に提供する必要はありますか？	成果物の提出義務はありませんが、栃木県から成果物を求められた場合には、活用状況の報告が必要です。また、県から普及啓発活動への協力依頼があった場合は、可能な範囲で協力することが求められています。
106	無人航空機操縦士試験の受験にかかる費用は補助の対象ですか？	操縦技能研修は対象となりますが、資格取得に係る費用は補助の対象外です。
107	交付決定前に事業に着手する場合、要領第14条第2項に記載のある「やむを得ない事情」とは、どのような場合を想定していますか？	ICT建設機械の納入に時間がかかり、実績報告の期限に間に合わないおそれがある場合や、受注した業務/工事で使用したいが交付決定後の購入だと作業が間に合わない場合を想定しています。